

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様
代理人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 28 年 1 月 8 日付けで提起のあった、尾張旭市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成 27 年 11 月 10 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護費の返還決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求のうち、原処分の平成 26 年 1 月 1 日から同月 9 日までの分に相当する保護費の返還を求める部分については、これを取り消し、その余の部分は棄却する。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

尾張旭市福祉事務所長が、平成 27 年 11 月 10 日付けで審査請求人に対して行った生活保護費の返還決定処分を取り消す。審査請求人に返還を求める費用を生活扶助費、及び、医療扶助費の 3 割に当たる費用の合計額と決定する。との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求人の病状及び生活状況

審査請求人は、平成 25 年 9 月 17 日、尾張旭市内にて [REDACTED] して [REDACTED] を負い、同日、 [REDACTED] 病院に救急搬送され、同病院 [REDACTED] で緊急手術を受けて一命をとりとめたが、 [REDACTED] となった。その後 12 月の再手術によっても [REDACTED] となり、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 程度である。

うかの判断を困難とするものであり、行政不服審査法上、正当な権利として認められた審査請求権限を不当に制限するものであるから、処分通知に著しい手続的瑕疵あるものとして、処分内容の如何に関わらず重大な違法というべきである。

- イ 本件処分は生活保護法 63 条の規定に基づくものであるが、同法 63 条による保護費の返還を求めるにあたっては、本人の返還能力、及び、将来にわたる本人の自立助長の観点から慎重に考慮すべきである。

本件処分は、自宅売却代金 [REDACTED] 円から一定の必要経費を除いた残額である [REDACTED] 円の返還を求めるものである。

しかし、審査請求人の現在の生活状況は上記のとおりであり、現在の預金残高は自宅不動産の売却代金の残金が大半を占める合計 [REDACTED] 円である。審査請求人は他にも不動産を所有して売却準備をしているが、未だ売却の目処は立っていない。したがって、仮に本件処分で求められている金額の返還について分割支払いが許されたとしても、そもそも、現段階で [REDACTED] 円の預金しかないのに [REDACTED] 円の返還を求められることは、定期収入がない審査請求人にとって極めて酷であり、今後の生活の基盤を失わせるものであって、本人の返還能力を超え、将来にわたる本人の自立を著しく阻害するものであり看過できないものである。さらに、仮に、現在の病状が急変して、緊急手術等の医療措置が必要となる場合には対応できない恐れもある。

特に、本件処分において返還を求められている保護費のうち大半を占めるのは医療扶助費である。医療扶助費については、本件のように、本人が受けた医療措置が高度かつ専門的なものである場合、その対価としての医療費は高額となり、したがって医療扶助費として支給される金額も多額になるが、その医療扶助費の全額の返還を求めることは、本人にとって極めて酷な結果となる。仮に生活保護費を受給していなければ国民健康保険等の医療保険の利用により多くとも医療費の 3 割負担で済んでいたはずである。しかも、国民健康保険法上、生活保護の受給と同時に国民健康保険資格を喪失させるとされていることから、なおのこと医療費の全額を返還対象とすることは不当な結果をもたらす。

以上より、本件処分は、審査請求人の返還能力を大幅に超えるものであり、将来にわたる自立を阻害することは明らかであるから、保護実施機関の判断に合理性はなく不当であるとともに、その判断について保護実施機関に与えられた裁量権の逸脱ないし濫用があるから違法な処分というべきであり取り消されるべきである。

- (4) 審査請求人に対して下されるべき決定

よって、まずもって上記 (3) のアの理由により、本件処分は単純に取り消されるべきである。

しかし、仮に、本審査において処分庁により返還対象額、認定収入額、控除される経費等の詳細が開示された場合には、審査請求人に返還を求めうる金額を、生活扶助費の合計額、及び、医療扶助費の合計額の3割にあたる費用の総合計額と決定すべきである。

第2 処分庁の弁明

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 原処分に至った経緯

- (1) 平成25年9月17日、[]病院ケースワーカー(以下「CW」という。)より、審査請求人(以下「請求人」という。)が自宅近くの道路の側溝にはまっている状態で発見され、[]病院(以下「[]」という。)に救急搬送された。[]のため入院となった。状態が落ち着いたら保護の相談をお願いしたいとの要請があった。
- (2) 平成25年9月26日に福祉事務所職員(以下「職員」という。)2名が訪問し、請求人と面談。請求人は気管切開により話すことができず、また体を動かすこともできない状態であったが手持ち金や預貯金、不動産保有についての確認を行い、不動産保有の認知に至った。請求人への確認を踏まえ生活保護制度について説明した。特に不動産については、資産活用の観点から売却を検討し、収入を得た際は、保護費(生活扶助、医療扶助)を返還することになることを説明した。請求人は、土地・家屋への思いもあるようで少し考えたいような素振りだった。
- (3) 処分庁は、平成25年9月30日愛知県健康福祉部地域福祉課生活保護グループに資産を所有する者の保護適用について意見を求めたところ、同日中に「本件は保護申請となるので、保護を適用して医療費が10割返還となることに本人が納得いかず、保護して欲しくないと言うならば、どこかで借金などしてしのいでくれるのがよい。病院と本人と親族が話し合ったうえで申請となるので、福祉事務所が介入することではない。確かに病院にあまり迷惑をかけてはいけないが、病院側が、医療費が心配だからという理由で保護というのもおかしい話である。保護適用後、望んでないのに保護をかけられたなどと言われたいないようにしなければいけない」とのことだが、そのために何か書面等で対応できることはないか助言を求めたが、「特にそのようなものはなく、できる限り本人の意思を確認し、保護を適用するならば、本人がしっかり納得したうえで、としか言いようがない」と回答があった。
- (4) 平成25年10月4日、職員2名が[]を訪問し、請求人と面会。[] CWと[]同席のもと請求人に改めて生活保護制度の説明を

し、自宅建物と土地を所有しているため、保護開始後は①売却手続を行い、生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づき支給した保護費を返還してもらおう、②医療費は10割負担であることを説明した。請求人は、「医療費の10割を返還するとなると売却しても足りないかもしれない。その場合、どのように生活していけばよいのか心配。」と述べた。その場合も保護が継続されるので心配ないと伝え保護申請の意思確認を行った。請求人は、生活保護を申請する意思を示した。

- (5) 請求人は、申請書を書ける状況にないので [] CWと [] 立会いのもと、口頭による申請を受け、職員が代筆し請求人に確認後、受理した。
- (6) 平成25年10月17日、生活保護を同年9月17日に遡り決定した。
- (7) 平成25年10月25日、請求人の了承を得て [] に援助依頼。同年11月6日、 [] と請求人、 [] CW同席のもと面談を実施。生活歴などを伝え資産の売却について相談を行った。
- (8) 平成25年12月26日、ケース診断会議を実施した。
- (9) 平成26年1月10日、 [] CW立会いのもと請求人に資産売却を文書で指示し、売却時の金額を今後の保護費に充当し返還してもらう旨の誓約書を徴した。
- (10) 平成26年2月12日、 [] 病院に転院。身元保証のため [] と契約。
- (11) 平成26年5月28日、 [] より依頼のあった保護費の返還額に関する資料を送付した。
- (12) 平成26年8月1日、請求人、 [] に入所。保護費を入院から在宅へ変更した。
- (13) 平成26年8月8日、 [] より請求人が土地建物の売却に応じ、不動産業者と売買契約を結んだ旨の連絡があった。
- (14) 平成26年12月9日、 [] より売却の目途がついた。売却額の明言はなかったが保護費額、税の未納分（数十万円）への充当をしても当面の生活ができる程度の収入となる見込みとの連絡があった。
- (15) 平成27年1月20日、 [] より請求人宅の売却ができたので収入申告書を提出すると連絡があったので、返還額を確認し、後日通知をするが、返還額の算定には請求の遅い医療費が関わるため通知までに時間を要することを説明した。また、返還額が収入額より少なければ保護廃止となり、残金を当面の生活費に充てることになる旨説明した。
- (16) 平成27年3月30日、請求人に対し法第63条の規定による費用返還に関する通知を送付した。

- (17) 平成 27 年 4 月 10 日、[] より費用返還の通知について、請求人が返還額の内訳を知りたいと言っている。内訳を [] へてに送ってほしいとの依頼があったため送付した。
- (18) 平成 27 年 4 月 24 日、職員が [] を訪問し請求人と面談。内訳を [] に送ったと伝えると、まだ見ていないが [] から [] 円くらいと聞いていたので予想を上回る額で驚いたと話した。
- (19) 平成 27 年 5 月 21 日、[] より請求人が返還金について納得がいかないので審査請求をすると連絡があった。
- (20) 平成 27 年 6 月 1 日付けで、請求人より愛知県知事に対し審査請求書が提出された。
- (21) 平成 27 年 6 月 19 日付けで弁明書を愛知県知事宛てに提出した。
- (22) 平成 27 年 9 月 15 日、返還額の算定に誤りがあることが判明。
- (23) 平成 27 年 10 月 2 日、返還額の算定誤りにより平成 27 年 3 月 30 日付け 26 福第 1456 号により通知した費用返還については取消すこととし、改めて返還額を決定することとした。
- (24) 平成 27 年 10 月 5 日、[] に費用返還の取消しの件を伝えた。
- (25) 平成 27 年 10 月 7 日、[] を訪問し請求人に対し平成 27 年 10 月 7 日付け 27 福第 848 号にて費用返還決定の取消しについて通知を直接手渡した。
- (26) 平成 27 年 10 月 19 日、[] と面談。請求人に対する取消し通知の写しを渡すとともに算定誤りについて説明した。また、追って再決定する旨伝えた。
- (27) 平成 27 年 11 月 10 日、[] を訪問し請求人に対し法第 63 条の規定による費用返還に関する通知を手渡した。改めて生活保護において医療費は 10 割が返還対象になることなどを説明した。請求人の手持ち金が返還額に満たないため、保護継続になることも併せて伝えた。
- (28) 平成 28 年 1 月 8 日付けで、請求人より愛知県知事に対し審査請求書が提出された。

3 審査請求書記載事実の認否

- (1) 審査請求の理由 (1) については認める
- (2) 審査請求の理由 (2) については、「審査請求人は自宅が売却できた場合にはその売却代金を今後の生活費として可能な限り手元に残したいとの気持ちからこれを拒否したが聞き入れられず、結局、職員が審査請求人の自宅を探して持参した印鑑を使用して審査請求人に代わって上記書面に署名押印した。審査請求人としては、何も抵抗できないままこれを見ているしかなかった。」については、否認する。

その理由は、請求人には、生活保護制度について納得するまで説明しており、

ことさら保有資産の活用に関すること、医療費は10割負担であること、売却収入が保護費返還にすべて要したとしても、その後の生活は保護が継続となるので心配ないなど十分な説明を行っており、請求人も納得したうえのことであった。また返還に応じる書面（誓約書）への署名押印についても、書くことができない請求人に代わり職員が代筆をしたが[REDACTED]CWも立ち会っており強引に行ったものではなく、印鑑も[REDACTED]CWが請求人より預かり管理している印鑑での押印である。

- (3) 審査請求の理由(3)のアについては、「このような処分通知は、被処分者が当該処分に対して不服申立てを行うかどうかの判断を困難とするものであり、行政不服審査法上、正当な権利として認められた審査請求権を不当に制限するものであるから、処分通知に著しい手続的瑕疵あるものとして、処分内容の如何に関わらず重大な違法というべきである。」については、否認する。その理由は、費用返還の決定については、法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とあり、返還対象となる生活保護費の金額、認定収入額、控除される経費等の詳細を処分通知の際に開示しないことが違法とは言えない。また、この処分通知が請求人の審査請求権を不当に制限するものではない。

審査請求の理由(3)のイについては、「保護費の返還を求めるにあたっては、本人の返還能力及び将来にわたる本人の自立助長の観点から慎重に考慮すべき」については、否認する。その理由は、請求人の保護適用は法第4条第3項によるものであり、資産売却により収入を得たときは、既に支給した保護費相当分についての返還義務を負うものである。

「審査請求人の現在の生活状況や預金残高」については、本件処分と関係がない。

「返還額に比べ預金残高が少ないことで請求人の今後の生活の基盤を失わせ自立を著しく阻害するものである」については、否認する。その理由は、結果的に自立に至らなかったとしても保護の適用を継続することとなり、病状の急変など不測の事態にも支援を行うことが可能である。

「仮に生活保護費を受給していなければ国民健康保険等の医療保険の利用により医療費の3割負担で済んでいたはず。」については、想定の話であり本件処分と関係がない。「国民健康保険法上、生活保護の受給と同時に国民健康保険資格を喪失させるとされていることから、なおのこと医療費の全額を返還対象とすることは不当な結果をもたらす。」については、否認する。その理由は、生活保護受給と同時に国民健康保険の被保険者資格の喪失及び生活保護での医療費全

額負担はそもそも法令上の問題である。

- (4) 審査請求の理由④については、否認する。その理由は、医療扶助費の3割を返還額とするのは法的根拠がない。

4 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、処分庁が行った平成27年11月10日付け27福第1009号による法第63条の保護費返還処分が不当とするものである。

しかし、本件処分は次のような認識と判断によるもので、生活保護法上当然の処分であり何ら違法・不当なものではない。

生活保護上の保護は、「生活に困窮するものが、その活用しうる資産・能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」ものである(法第4条)。請求人についていえば、保護申請時に処分価値が見込める資産(自宅土地家屋ほか)を所有していたことから、まずは資産を売却し医療費等に充てるべきものであるが、不慮の事故により急迫状態であったことから資産を所有したままで保護を適用(法第4条第3項)し、入院治療に専念させるとともに資産の活用については、売却を前提に進めるものとし、売却の際には保護費支給分について返還を求めるとしたものである。

また、請求人に対して保護制度、本件に関しては特に資産の活用について、医療費の10割負担について、保護費の返還についてなど第三者(██████████ CW、██████████ ██████████)の立会いを得て説明を行っており、申請時あるいは返還金の同意時においては納得のうえの手段であり処分庁の対応は適正なものであった。

次に、法第63条の適用についてであるが、請求人が所有する資産(表1)は、平成25年12月26日に開催したケース診断会議において厚生労働大臣事務次官通知第3に基づき取り扱いについて検討を行った。

(表1)

所有不動産	面積 (㎡)	評価額 (円)
① ████████ の山林	██████████	██████████
② ████████ の宅地	██████████	██████████
③ ████████ の住宅 (上記宅地上の住宅)	(床面積) ██████████	██████████

(面積、評価額は当時のもの)

①については、直接生活に必要と認められないことから売却し、売却費用は法第63条に基づき保護費を要した金額に充当するため返還を求める。

②、③については、請求人が入院前に生活をしていただ場所ではあるが、請求人の病状から住宅生活への復帰の見込がないこと、当該物件が請求人の最低限度の生活に必

要な規模以上であること、処分価格が利用価値に比べて著しく大きいと認められることなどから売却し、売却費用は法第 63 条に基づき保護費を要した金額に充当するため返還を求めることで決定した。

以上により請求人が所有する資産について、全部又は一部の売却と誓約書の提出を法第 27 条に基づき指導するものとした。

次に、不動産売却に伴う保護費返還額の決定についてであるが、当該決定に係る不動産は■■■■の宅地及び住宅で、請求人から提出された収入申告に基づき収入認定金額として■■■■円、経費として、測量費用、登記手数料、仲介手数料、宅内動産撤去費用、弁護士報酬など■■■■円を認定し、基礎控除及び経費控除後の収入を資力発生日（平成 26 年 1 月 10 日）以降に請求人が受けた保護費に充当し、返還決定直近の平成 27 年 10 月までの保護費■■■■円を返還対象額とした（表 2、3、4）。ただし、平成 27 年 9 月及び 10 月分の医療扶助額が決定していないため、別に通知するとしている。

（収入額）

（表 2）

	申告額（円）	認定額（円）	不認定額（円）	不認定内容・理由
1 住宅販売額	■■■■	■■■■	■■■■	
2 買主負担固定資産税	■■■■	■■■■	■■■■	買主に代わり納付する税
3 動産売却額	■■■■	■■■■	■■■■	
計	■■■■	■■■■	■■■■	

（経費）

（表 3）

	申告額（円）	認定額（円）	不認定額（円）	不認定内容・理由
1 測量費用	■■■■	■■■■	■■■■	
2 登記手数料	■■■■	■■■■	■■■■	
3 仲介手数料	■■■■	■■■■	■■■■	
4 宅内動産撤去費用	■■■■	■■■■	■■■■	
5 自宅清掃・伐採等費用	■■■■	■■■■	■■■■	登記情報サービス（対象外分）
6 廃車費用	■■■■	■■■■	■■■■	
7 弁護士報酬	■■■■	■■■■	■■■■	
計	■■■■	■■■■	■■■■	

(表4)

(返 還 対 象 額)				(充 当 額)		
(円)				(円)		
支給月	生活扶助	住宅扶助	医療扶助	生活扶助	住宅扶助	医療扶助
H26.1	■	■	■	■	■	■
H26.2	■	■	■	■	■	■
H26.3	■	■	■	■	■	■
H26.4	■	■	■	■	■	■
H26.5	■	■	■	■	■	■
H26.6	■	■	■	■	■	■
H26.7	■	■	■	■	■	■
H26.8	■	■	■	■	■	■
H26.9	■	■	■	■	■	■
H26.10	■	■	■	■	■	■
H26.11	■	■	■	■	■	■
H26.12	■	■	■	■	■	■
H27.1	■	■	■	■	■	■
H27.2	■	■	■	■	■	■
H27.3	■	■	■	■	■	■
H27.4	■	■	■	■	■	■
H27.5	■	■	■	■	■	■
H27.6	■	■	■	■	■	■
H27.7	■	■	■	■	■	■
H27.8	■	■	■	■	■	■
H27.9	■	■	■	■	■	■
H27.10	■	■	■	■	■	■
小計	■	■	■	■	■	■
合計	■		■	■		■

処分行としては、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で原則として当該資力を限度として既に支給した保護金品の金額を返還額とすべきと考えるが、当該世帯の自立助長も考え合わせ必要経費を認定しており、返還額の決定には最大限考慮している。

また、国民健康保険の被保険者は保護適用となった時点で国民健康保険法第6条の規定により被保険者から外れることから、医療費は保護制度の医療扶助費として10割を支払うことになる。支給した保護金品のうち医療扶助費が大半を占めているのは、請求人の治療内容が高度のため高額になったものである。なお、返還に際し返還能力や自立助長の妨げになるといった考えもあるが、処分庁としては返還額の決定行為とは別問題であるとする。よって、本件は保護制度の趣旨に照らしても処分庁の決定は至極適正であるとする。

よって、処分庁は、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

第3 請求人の反論

1 「原処分に至った経緯」について

(1) 第2-2-(1)(2)について

認める。ただし、不動産売却による収入を得た際は保護費を返還することになることの説明については、事故から9日しか経過しておらず[]を受けただけで話すことや身体を動かすことはおろか、未だ意識も不明瞭な状態であった平成25年9月26日の段階では、請求人が上記の説明を十分に聴いて理解することは著しく困難であった。

(2) 第2-2-(3)について

不知。

(3) 第2-2-(4)(5)について

概ね認める。請求人が、平成25年10月4日、[]に入院中に、職員2名による生活保護制度、自宅建物及び土地の売却後の保護費返還につき①及び②の説明を受けたこと、医療費の10割を返還するとなると自宅を売却しても足りないかもしれない、その後の生活が心配である旨を答えたことは認める。

請求人としては、自宅建物土地等の不動産を所有していても直ちに売却することができず、他方で他者からの金銭借入の目処も立たない以上、生活保護を受ける以外に方法がなかったのであるから、保護申請の事実をもって医療費の10割返還に応じる意思を示したとは到底言えない。

(4) 第2-2-(6)(7)について

認める。

(5) 第2-2-(8)について

不知。

(6) 第2-2-(9)について

上記に記載のとおり、平成25年10月4日に職員2名の他、[] CWと[]の立ち会いの元で請求人は息も絶え絶えの病床の中にありな

がらも医療費 10 割返還には強い難色を示していたのであり、その意思は平成 26 年 1 月 10 日の時点でも変わることはなかった。本来であればそのような拒否の意思表示をしている請求人から、強引に代筆の形で記名し押印した上で誓約書を徴することは、著しく請求人の人権を侵害するもので不当である。[REDACTED] CWが立ち会ったことは誓約書徴求の適正手続のためのものであるであろうが、むしろ、請求人からすれば多人数に取り囲まれて処分庁の意向に強引に従わされたとの思いしか残されていない。

- (7) 第 2-2-(10)ないし(28)について
概ね認める。

2 「審査請求書記載事実の認否」についての認否及び反論

- (1) 第 2-3-(2)について

第 2 段落については強く否認する。処分庁職員による生活保護制度についての説明は十分なものではなく、請求人は医療費の 10 割返還については、繰り返し納得できない旨の意思表示をしており、誓約書は身動きできない請求人に代わって強引に代筆により作成されたものである。到底、請求人の自発的意思に基づくものとは言えない。

- (2) 第 2-3-(3)について

ア 第 1 段落（審査請求の理由③のアについての認否及び反論部分）について

- (7) 行政不服審査法第 1 条の「公権力の行使」とは、国民の権利義務に関して法律上の効果を発生させる処分を意味し、平成 27 年 11 月 10 日付の生活保護費の返還決定処分（本件処分）は、審査請求人に一定の生活保護費の返還を求める点で審査請求人に法律上の不利益を与える処分であるから、「公権力の行使」に該当する典型例である。

行政不服審査法が、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開いたのは、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるところ（第 1 条）、国民が自己に対する行政処分がいかなる根拠・理由に基づいてなされたのかを知らされない限り、当該処分によって自己の権利が不当に侵害されているか否かを知ることができず、したがって、権利救済を求めて不服申立てを行うべきか、不服申立てを行うに当たっていかなる主張をなすべきかを検討することができず、結果として不服申立てを著しく困難にするものであって、国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保するために定められた同法の趣旨を損なうものである。

本件処分は、平成 27 年 11 月 10 日に通知された段階では、返還を求める

生活保護費の合計額が示されているだけで、返還対象となる生活保護費の金額、認定収入額、控除される経費等の詳細が一切明示されておらず、このような処分のお知らせの方法では、審査請求人は不服申立てを行うべきか、不服申立てを行う場合にはいかなる主張をすべきかを検討することができない上に、当該処分の適法性、妥当性が担保されているとは言い難いものであり、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営確保という行政不服審査法の制定趣旨を著しく損なうものであって、重大な違法というべきである。

この点、処分庁は弁明書において、生活保護法 63 条を引用しているが、同条は、その規定を見れば明らかなように、被保護者の都道府県又は市町村に対する保護金品相当額の返還義務を定めたものであって、保護実施機関が被保護者に返還を求める生活保護費の金額を通知する際の通知方法を定めたものではないから、同条をもって、返還対象となる生活保護費の金額、認定収入額、控除される経費等の詳細の明示を不要とする根拠とすることは的を射ていない。

行政庁の違法、不当な処分に対し、国民に不服申立てという手段を認めた行政不服審査法の制度趣旨に鑑みれば、国民に不利益を課す行政処分については、当該処分についての理由・根拠を明示することによりその正当性を示すべきことは、同法により帰結される当然の原則であり、このことは国民の財産権を保障した憲法 29 条の要請でもある。

(イ) ところで、処分庁は、弁明書において、はじめて、審査請求人が所有する資産についての検討結果、保護費返還額の決定に際して検討した収入額、経費、及び、支給した保護費の内訳を開示している。

まず、所有資産の検討について、(表 1)①記載の■■■■の山林についての評価額を■■■■円とし、これは固定資産評価額を記載したものと思われるが、不動産業者への照会によると、当該不動産は山林であり買い手が容易に見つかるような物件ではなく、仮に売却できたとしても二束三文の価格でしか売却できないとのことであり、上記評価は現実性を欠くものである。

収入額(表 2)及び経費(表 3)については、審査請求人が処分庁に対し平成 27 年 1 月までに申告した金額であり、その限度では相当性を認めることはできる。しかし、後述するように、本件処分がなされた平成 27 年 11 月 10 日までに、さらに経費支出がなされており、その点が考慮されていない点で相当性を欠く。

そして、最大の問題点は、平成 26 年 1 月から平成 27 年 10 月まで支給された保護費(表 4)について、支給額算定の根拠、それらが現実に支給されたことの裏付け、及び、返還対象額の算定方法等が全く示されていないことである。少なくとも、審査請求人は保護費支給時に支給額算定の根拠や金額

等の説明を受けたことはない。したがって、(表4)の記載のみでは、返還を求められる保護費の算定根拠等の詳細を知ることは不可能であり、その開示を受けない限り、本件処分の適法性、相当性を確認することはできない。

現に、処分庁が本件処分に先立って審査請求人に対して行った平成27年3月30日付生活保護費の返還決定処分(26福第1456号)は、審査請求人による審査請求後の平成27年10月7日、返還対象額の算定に誤りがあったことを理由として処分庁自らによって取り消されており(27福第848号)、当該処分が違法であったことが判明している。

このように処分の違法性が明らかになったのは、審査請求人による審査請求がなされたことによるものであり、そもそも処分の通知時に処分の根拠を開示しておけば、このような事態は避けられたはずである。

(ウ) よって、審査請求人としては、返還対象とされる支給済みの保護費(平成26年1月～平成27年10月)について、生活扶助、住宅扶助、医療扶助の各金額が算定されるに至った根拠、現に支給されたことの裏付け、返還対象額の算定方法等の詳細を明らかにするよう求める。これらが明らかにされない限り、前回と同様、再度、処分庁自身による処分取り消しとなる恐れがあり、その場合には、審査請求人に対して過度な不利益、負担を強いることとなる。

イ 第2段落(審査請求の理由③のイについての認否及び反論部分)について

「保護費の返還を求めるに当たっては、本人の返還能力及び将来にわたる本人の自立助長の観点から慎重に考慮すべき」ことは、生活保護制度の運用に関して制度の根幹をなす重要な考慮事項のはずであるが、処分庁がこれを「否認する」ことは、およそ理解できない。

処分庁はその理由として、請求人の保護適用は法第4条第3項によるものであることと主張するが、法第4条第3項により生活保護費の支給を受ける場合には、上記の生活保護制度の運用上の重要な考慮がなされることはないとの趣旨の主張であれば、生活保護制度の根幹を無視する暴論であり、到底看過できない。

たしかに、資産売却により収入を得たときは、受給した保護費について返還義務を負うことは否定しないが、いかなる範囲で本人に返還義務を負わせるかについて、法63条は「保護の実施機関の定める額」と規定して行政の裁量に委ねており、その裁量判断においては上記の考慮(本人の返還能力及び将来にわたる本人の自立助長の観点から慎重に考慮すべき)がなされるのであって、法第4条第3項からただちに医療費の全額返還義務が当然に帰結されるわけではない。

そして、その裁量判断においては、「審査請求人の現在の生活状況や預金残

高」等を総合的に考慮すべきであるから、「本件処分と関係がない。」ものではない。

ウ 第5段落については、「生活保護受給と同時に国民健康保険の被保険者資格の喪失及び生活保護での医療費全額負担はそもそも法令上の問題である。」としても、法63条により医療費全額の返還義務が当然に帰結されるわけではなく、いかなる範囲で本人に返還義務を負わせるかは、あくまでも行政裁量である。

なお、当然ながら行政の裁量といっても全くの自由裁量ではなく、裁量判断において考慮すべき事情を適切に考慮することなくなされた場合には、裁量権の逸脱ないし濫用となり違法となることは言うまでもない。

(3) 弁明書5項「処分庁の意見」についての反論

ア 本件処分が、法第4条第3項に基づいて資産を所有したままで生活保護が適用されたことは認めるが、「資産の活用について、医療費の10割負担について、保護費の返還についてなど第3者（ CW ）の立会いを得て説明を行っており、申請時あるいは返還金の同意時においては納得のうえの手続きであり」については、すでに繰り返し指摘したとおり、誓約書の作成提出は、到底、請求人の自由意思に基づくものではなく、請求人の拒否の意思に反して強引に代筆によりなされたものである。

イ なお、不動産売却に伴う保護費返還額の決定において、処分庁は不動産売却収入 円に対し、 円の経費を認定している。そして、上記の認定収入額から認定経費を控除すると、計算上は審査請求人には 円が残されたことになり、本件処分が返還を求める金額の 円にはこれを下回っていて返還が十分に可能なようにも思われる。

しかしながら、審査請求人は、不動産売却後に未払いの滞納税金（ の固定資産税、国民健康保険税）、金融機関からの借入金、 の土地について（ ）相続登記費用及び樹木・雑草の除去費用その他を支払っており、現在の預金残高は、 円（平成28年2月13日現在）のみである。

したがって、本件処分が求める返還額は、審査請求人の預金残高を超えるものであり、到底その支払いはできないし、仮に預金残高の全額を支払いに充ててしまうと、たちまち生活が維持できなくなる。

(4) 以上の次第であるから、

ア 本件処分は当初の通知時に明示すべき返還対象となる生活保護費の金額、認定収入額、控除される経費等の詳細が明示されていない点で修復不可能な瑕疵を有し重大な違法であるから、単純に取り消されるべきである。

イ 仮に、平成 28 年 1 月 27 日付弁明書に上記事項が記載されたことで瑕疵が一定程度治癒されたとしても、なお、上記第 2 の 2 項 (1) のハ) 記載の事項 (下線部分) が明示されない限り、返還対象額の算定に誤りがないかのチェックができず、本件処分が適法か否かを判断できないから、その点で違法の誹りを免れず本件処分は取り消されるべきである。

ウ そして、上記第 2 の 2 項 (1) のハ) 記載の事項がすべて開示されて本件処分について一応の根拠が確認された場合には、審査請求人に返還を求め得る金額は、生活扶助費及び住宅扶助費の合計 [REDACTED] 円、及び、医療扶助費合計 [REDACTED] 円の 3 割にあたる [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円と決定すべきである。

第 4 審査庁の判断

1 判断

(1) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

(2) 法第 63 条に基づく返還額については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて (平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「課長通知」という。)」に取扱いが示されており、課長通知 1 (1) では、「法第 63 条に基づく費用返還は、原則、全額を返還対象とすること。」と示されている。ただし、一定の事由がある場合には、同通知 1 の (1) ただし書き①から⑥に定める範囲の額を返還額から控除することが認められている。

(3) 「生活保護手帳 (別冊問答集) 2015」 (以下「別冊問答集」という。) 問 13 の 6 「費用返還と資力の発生時点」の問「次の場合、法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。」にかかる答 (5) において、保護開始時に保有していた資産 (土地等) について、「文書により、資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額の対象となる」とされている。

(4) 国民健康保険法 (昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号) 第 6 条の 9 において、生活保護法による保護を受けている世帯 (その保護を停止されている世帯を除く。) に属する者は国民健康保険法の適用から除外されるとされている。

(5) 以上に基づき、本件審査請求について、原処分が適切に行われたかどうかについて検討する

ア 資力の発生日について

処分庁は請求人に対し、平成 26 年 1 月 10 日付けで資産の売却を指示していることから、資力発生時期を平成 26 年 1 月 10 日とした原処分に違法又は不当な点はない。

イ 返還決定額について

処分庁は、平成 26 年 1 月以降に保護費として請求人に対して支給した [] 円と、請求人が平成 27 年 1 月 10 日に資産売却に伴い受領した [] 円のうち必要経費 [] 円及び次官通知第 8-3-(2) -エで示す 8,000 円を控除した [] 円を比較し、資産売却に伴い受領した金額が支給した保護費を上回るため、資力発生日の属する平成 26 年 1 月以降に支給した保護費全額である [] 円を費用返還額と決定したことが認められる。

この点について、資力発生日は平成 26 年 1 月 10 日のため、平成 26 年 1 月分として支給された生活扶助費 [] 円及び医療扶助費 [] 円については日割りによる精算が求められるところ、原処分においては資力発生日以前の平成 26 年 1 月 1 日から同月 9 日までの保護費についても返還を求めており、返還額の算定に誤りがあることが認められる。

ウ 医療費の 10 割返還について

請求人は生活保護受給中、国民健康保険の適用対象から除外されているため、医療費について生活保護による医療扶助により全額が賄われていた。また法第 63 条に基づく費用返還は、原則、全額を返還対象とすることとされており、医療扶助として支給した全額の返還を決定した処分庁の判断に違法または不当な点はない。

エ 返還対象金額の詳細が明示されていない点について

不利益処分をするときは、原則として理由を付記することが求められるが、本件処分において処分庁が発出した原処分に係る通知には「自宅の売却により収入を得たため」として理由の付記がなされていることが認められることから、返還額の算定根拠の明示がないことを持って、直ちに原処分が違法又は不当であるとは言えない。

(6) 以上のことから、原処分について、処分を行う過程に違法又は不当な点は認められないものの、資力発生日以前の平成 26 年 1 月 1 日から同月 9 日までの保護費の返還を求めている点について不適當であることから、一部取消しを免れない。

以上により、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 29 年 2 月 2 日

愛知県知事 大 村 秀 章



- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1 の再審査請求とは別に、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に尾張旭市を被告として審査請求に係る処分の取り消しの訴え又は愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。これらの取消しの訴えは、1 の再審査請求による裁決を経ずに提起することができます。